

府中市立学校（園）長

府中市教育委員会教育長

市立学校（園）における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の対応については、これまでも、令和2年10月2日改訂の「府中市立学校 感染予防の手引き」等に基づき、徹底した感染症対策と児童・生徒等の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただいているところです。

先日、東京都は、既に感染状況が、これまでとは全く異なるステージに入ったことから、神奈川県、埼玉県、千葉県と共同し、「一都三県 緊急事態行動」として、徹底して人の流れを抑制していくため、都民や事業者に対して、20時以降の不要不急の外出や営業時間の短縮要請、時差出勤等に係る要請を行いました。また、学校については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしました。

市立学校においては、次のとおり、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策を一層徹底してください。また、児童・生徒等一人一人が感染症対策を徹底するよう改めて指導するとともに、保護者にも周知するようお願いいたします。あわせて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、「府中市立学校 感染予防の手引き」等に従い、各学校医や多摩府中保健所及び市教育委員会と連携の上、速やかに御対応くださいますようお願いいたします。

## 1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

## 2 児童・生徒等に対する指導

### (1) 基本的な感染症予防策の徹底（「府中市立学校 感染予防の手引き」参照）

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
- 常時換気又は30分に1回の換気
- 教室等の清掃又は消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

### (2) 学習活動について

- 1月31日まで、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

（例）

- ・ グループや少人数等での話し合い活動
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・ 児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) クラブ活動・部活動について

- 1月31日まで、全てのクラブ活動・部活動は中止する。また、1月31日までの大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施についても中止する。

(4) 学校行事について

- 1月31日まで、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は中止とし、当該期間中に予定していた行事・校外での活動については、2月以降に延期又は今年度は中止とする。
- 1月中に予定している校外学習のうち、借上げバスについては解約・変更等の調整を進めるとともに、各学校で契約している交通機関及び施設などについても、各学校で解約・変更等の調整を忘れずに行うこと。
- 1月31日までの学校公開や保護者会等についても中止とする。
- 中学校の修学旅行については、予定どおり実施の3週間前までに市教育委員会で実施の可否を判断する。

(5) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後の活動については、進路指導や生徒会活動などの必要最小限の活動のみとし、特に用事のない児童・生徒等については速やかに帰宅する。
- 児童・生徒のみの会食やカラオケはしない。なお、保護者同伴であっても会食やカラオケは極力控える。

3 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いします。）

家庭における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養させる。この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気
- 手がよく触れる場所など清掃・消毒
- タオルなどを共用しない。
- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日からの三連休もステイホームする。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）
- 毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）
- 委託事業者に対しても健康管理を徹底すること

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3) 家庭における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気
- 手がよく触れる場所など清掃・消毒
- タオルなどを共用しない。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

(4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日からの三連休もステイホームする。

5 その他

- (1) 校内において集団感染等が発生した場合、臨時休業にすることも考えられる。各学校において、家庭学習のための課題等の準備をしておくこと。
- (2) 「一都三県 緊急事態行動」の要請は、その期間を1月31日までとしているが、今後、国の緊急事態宣言が出されたり、更なる対応が求められたりするなどにより本通知の内容に変更が生じた場合は、別途通知する。

(担当)

**【教育活動について】**

指導室（内線2890）

**【教職員のサービス・自宅勤務等について】**

指導室教職員係（内線2832）

**【小学校における代替行事について】**

学務保健課（内線2825）

**【校外学習のバスの利用について】**

高学年その他：総務課（内線2811）

中学年（社会科見学）：指導室指導係（内線2871）

特別支援学級：特別支援教育推進担当（内線2883）